

低所得高齢者 悲鳴と怒り

特養利用料 月4万円も負担増

■補足給付制度の収入・資産要件

	改悪前	改悪後
年金収入等 80万円以下		単身650万円・ 夫婦1650万円以下
年金収入等 80万円超 120万円以下	単身1000万円以下 夫婦2000万円以下	単身550万円・ 夫婦1550万円以下
年金収入等 120万円超 155万円以下		単身500万円・ 夫婦1500万円以下

※いずれも住民税非課税世帯（非課税の基準は自治体ごと）。世帯分離しても「夫婦」とみなす

※年金収入等には、非課税年金やその他の合計所得金額を含む

※生活保護世帯については要件、負担額とも変更なし

特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所する低所得者の食費・居住費を補助する制度（補足給付）が8月から改悪され、月約2万～7万円の負担増となる人が続出しています。9月に入って改悪後初の利用料請求が届き、入所者や家族に驚きと怒りが広がっています。（前田美咲）

8月から制度改悪

母親の年金は年120万円余り。8月から資産要件が厳格化されたことで、貯金額が基準を上回って対象から外れることが分かり、補助の更新申請を諦めたといいます。

資産要件は、7月まで一律「単身1000万円・夫婦2000万円」以下だったのが、8月から収入に応じて単身500万～650万円、夫婦1500万～1650万円に厳格化（表）。対象から外れると補助が一切なくなり、食費・居住費が全額自己負担となります。補助額の大きかった低収入の人ほど負担増額が膨れ上がり、最大月6・9万円に上ります。

家族「自公政権は冷酷」

男性は介護疲れから離職。精神疾患も悪い、障害年金と作業所の工賃月11万円弱をやりくりする生活です。「新たに月4万円強もどうやって捻出したらいいのか。いきなり資産要件を半額にし、大幅負担増とは納得できない。消費税増税分を社会保険に回すなんてうそだった。作業所をやめ、母を退所させて、自宅介護で共倒れするしかない。『貯金があるなら使いきれ』目視の自公政権の冷酷な思想が表れている」（2面につづく）